れば一九一四年より一九二一年に至る八ケ年間に於て一〇四〇人を算し、尚同盟罷業の場合に於て我が國刑法の騒擾罪を以て律せられ重刑に行はれたるものは一九一九年より一九二一年の三ケ年に八八七人の多さに達してゐる。

若し夫れ、行政執行法、刑法中公務執行妨害罪、警察犯處罰令、新聞紙法、出版法、道路取締規則等により罰せられたるものを累算するときは、恐らく右の數倍に達するであらう。

政府は自ら官公營事業に於ける勞働者の組合を阻害するのみならず、或は之を懷柔して自己の統制の下に收め又は全然之れを潰滅せしめし事實もあり。又資本家の勞働組合破壞運動を援助せる實例もある。更らに勞働者の言論集會の自由は常に下級警官の掌中に握られ無理解なる壓迫によつて阻止せらるゝ有樣である。

彼の「龜戸事件」として知らるゝ東京の震災當時九名の勞働運動者が東京府下龜井戸に於て、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

財團法人協調會大阪支所